

四 半 期 報 告 書

(第18期第1四半期)

自 平成30年4月1日
至 平成30年6月30日

シダックス株式会社

(E05265)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	6

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
2 その他	26

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第18期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）
【会社名】	シダックス株式会社
【英訳名】	SHiDAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
【本店の所在の場所】	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)
【電話番号】	03（5784）8881（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 山本 大介
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目12番10号
【電話番号】	03（5784）8881（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画本部長 山本 大介
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期 連結累計期間	第18期 第1四半期 連結累計期間	第17期
会計期間	自平成29年4月1日 至平成29年6月30日	自平成30年4月1日 至平成30年6月30日	自平成29年4月1日 至平成30年3月31日
売上高 (百万円)	36,172	33,358	142,890
経常損失(△) (百万円)	△1,403	△1,352	△1,387
親会社株主に帰属する四半期純 損失(△)又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	△1,217	△3,989	△1,396
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△1,447	△3,944	△1,921
純資産額 (百万円)	5,371	1,201	5,040
総資産額 (百万円)	65,952	41,758	48,143
1株当たり四半期純損失金額 (△)又は1株当たり当期純損 失金額(△) (円)	△31.23	△102.34	△35.84
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.1	2.5	10.2

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載し
ております。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第17期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半
期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しております。
- 4 第18期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在
するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しております。
- 5 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損
失であるため記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む主要な事業内容の変更及
び主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

(レストランカラオケ事業)

当第1四半期連結会計期間期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニケーションズ株
の持分の一部を譲渡したことに伴い、シダックス・コミュニケーションズ株及びその持分法適用関連会社であるシダック
ストラベラーズコミュニケーションズ株は連結の範囲及び持分法適用の範囲から除外しております。これに伴い、当第1
四半期連結累計期間より、「レストランカラオケ事業」を報告セグメントから除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部訂正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、米国の政策運営や近隣諸国の地政学リスクの高まりなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。また、個人消費においても緩やかな回復傾向で推移いたしましたが、賃金の伸び悩みや社会保障料の負担増加など将来不安を背景とした消費者の節約志向は依然として強く、さらに人手不足とこれに伴う労務コストの上昇、加えて業種・業態の垣根を越えた競争の激化から、経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。当社グループは当四半期において、連結子会社であるシダックス・コミュニケーションズ（以下「SC社」という）の持分81%及び当社が保有するSC社への債権を外部へ譲渡する事を決定し、赤字セグメントに係る抜本的な事業ポートフォリオの変革を致しました。このような環境のもと、当社グループは、“フードサービスから公共サービスまで提供可能な水平垂直統合型の企業構造”で他社との差別化を図り、プレミアムブランド戦略による高品質・高付加価値のサービスを提供するとともに、より一層の「安心・安全」な管理体制の強化、グループ総合力を活かしたトータルアウトソーシングサービスによる積極的な営業拡大を行うとともに、時間外労働の削減、消耗品の見直し等に係る原価圧縮施策、本部コスト削減による間接費の圧縮に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高につきましてはトータルアウトソーシング事業の売上は増加したものの、SC社事業譲渡による売上減少分をカバーするまでには至らず、33,358百万円（前年同四半期比7.8%減）となりました。利益面につきましては、SC社事業譲渡による利益改善効果があったものの、営業損失は、967百万円（前年同四半期は634百万円の営業損失）となりました。これは、SC社の譲渡に係る業績改善の目途が立った事から、夏季賞与は不支給としたものの、役員を除く従業員に対して1,331百万円の業績回復感謝金の支給をした事によるものであります。経常損失につきましては、SC社事業譲渡による利益改善効果及び持分法による投資損失等が減少したものの、営業損益による一時的な労務費計上の影響で、1,352百万円（前年同四半期は1,403百万円の経常損失）となりました。また、親会社株主に帰属する四半期純損失につきましては、SC社事業譲渡による関係会社株式等売却損4,334百万円を計上した事により、3,989百万円（前年同四半期は、1,217百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であるSC社の持分の一部を譲渡し、SC社を連結の範囲から除外したことにより、当第1四半期連結累計期間より「レストランカラオケ事業」を報告セグメントから除外しております。

①コントラクトフードサービス事業

大手同業他社との競争激化に加え原材料価格の高騰など経営環境は依然として厳しい状況にあります。このような環境のもと、「豪快!大海老フライ&ヒレカツ」「国産牛100%極ビーフハンバーグ」「厳選!サーロインステーキ」など創立記念・オープン記念のイベント時に集客力のある高付加価値メニュー、5月に佐賀県鹿島市産の新たまねぎをテーマ食材として実施した社内の料理コンテストで優秀な成績を収めた3作品を「料理コンテスト受賞メニューフェア」と題して提供するなど季節に合わせたフェアを展開、テイクアウト、ビュッフェスタイルの導入による売上向上策を実施するとともに、コスト管理の徹底、既存店舗の解約防止、赤字店舗の撤退並びに損益改善などによって既存店舗の活性化と収益力の強化に取り組んでまいりました。また、多様化するお客様のニーズを的確に捉え、グループ総合力を活かしたソリューションサービスの提案を行い、営業開拓とも連動して新規案件の獲得を強化し事業拡大と経営効率の改善に努めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は7,232百万円（前年同四半期比1.6%減）、セグメント利益は23百万円（前年同四半期比90.9%減）となりました。

②メディカルフードサービス事業

大手同業他社との競争激化に加え原材料価格の高騰など経営環境は依然として厳しい状況にあります。このような環境のもと、4月に“さくら”をテーマにした「桜ロールケーキ」5月に“あんず・抹茶”をテーマにした「あんず流し」や「抹茶生どらやき」など季節のスイーツを展開、また、園様にもご協力を頂き様々な食育イベントを実施するなど、高品質なサービスの提供を行うとともに、セントラルキッチンを活用した「やわらかマザーフード」や、季節の彩り溢れる食材を重箱へ盛り付けし、高級感をアップした「御膳シリーズ」の商品提供を行うなど、お客様満足度の向上に努めてまいりました。一方で院外調理品の充実、既存店舗の解約防止、赤字店舗の撤退並びに運営改善強化などによって既存店舗の活性化と収益性の向上に取り組んでまいりました。また、お客様の潜在的なニーズを的確に捉え、グループ総合力を活かしたソリューションサービスの提案を行い、営業開発とも連動して新規案件の獲得を強化し事業拡大に努めるとともに、収益力の強化と経営効率の改善を進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は8,054百万円（前年同四半期比0.5%増）、セグメント損失は203百万円（前年同四半期は42百万円のセグメント利益）となりました。

③トータルアウトソーシング事業

政府が掲げる「地方創生」政策のもと、地方自治体においては財政再建と地域活性化へのニーズが高まっており、自治体が提供するサービスを民間に委託する流れが続いております。更にコンパクトタウン・スマートタウン化構想のもと、住民サービスの効率的な運用を目指した施設の統合や交通体系の整備が進められております。また、民間企業においては、景気回復傾向にあるものの、世界情勢においてやや不透明な状況が続いており、なお一層のコスト削減が迫られている状況にあります。

このような環境のもと、車両運行管理事業・社会サービス事業とも、現場でサービスにあたる社員の教育に力を入れ、お客様のニーズに応じた業務を適正な価格にて受託するように努めてまいりました。

車両運行管理事業においては、既存顧客の掘起しを中心に事業拡大を図り、黒塗役員車の他、スクールバス・貸切運送等の運行業務を受託するとともに、コスト管理を徹底し収益確保に努めてまいりました。

社会サービス事業においては、従来の学校給食・施設管理業務に加え、学童保育・児童館業務において、多くの自治体から業務を受託し事業拡大に努めてまいりました。また、既存契約においてもコスト管理の徹底、解約防止、不採算店舗の改善等を図りました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は11,548百万円（前年同四半期比7.2%増）、セグメント利益は339百万円（前年同四半期比50.6%減）となりました。

④コンビニエンス中食事業

同業他社・大手コンビニエンスストアとの出店競争が厳しい環境のもと、当第1四半期に新規店舗を5店舗出店し、お客様の生活ニーズに応じた利便性向上・満足度向上の実現に取り組んでまいりました。

新規営業活動においては、クライアントニーズに柔軟に対応するべく、大手コンビニFC、中堅コンビニモデル、小規模独自売店と3モデルによる営業展開強化に取り組み、営業ツールの策新や担当者研修を行いました。

商品・サービス面においては、メーカータイアップでの飲料販促強化や、電子マネー決済導入店の拡大により、お客様のお役に立てるようなサービスメニューを拡充してまいりました。

運営面では、労務費及び廃棄の適正化、赤字店舗をはじめ既存店の改善に取り組むとともに、店舗-本社支店コミュニケーション深耕ツールのテスト導入を進め、人材育成・現場力強化に注力してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,363百万円（前年同四半期比6.6%減）、セグメント利益は24百万円（前年同四半期比60.3%減）となりました。

⑤エスロジックス事業

当社グループのスケールメリットを最大限に活かし、安全性・信頼性の高い商品を徹底した衛生管理体制で一括発注・配送を展開してまいりました。また、一元物流システムをより合理的に活用できるよう、標準メニュー導入の促進、調達コスト上昇の抑制、物流費の値上げ抑制などに努めるとともに、同業他社とのアライアンスによる共同購買機構によって、スケールメリットを最大限に活用し、収益性の向上にも努めてまいりました。また、健康効果が期待される食事メニューの開発、トレーサビリティ、アレルゲン関連など、付加価値の向上にも努め「安心・安全」な食材の供給を行い、グループ外への食材・消耗品等の更なる販売強化により、外部売上の増加を図ってまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の内部売上高を含めた売上高は9,086百万円（前年同四半期比4.2%減）、セグメント利益は647百万円（前年同四半期比4.8%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ6,384百万円減少し41,758百万円（前連結会計年度末比13.3%減）となりました。流動資産においては、713百万円増加し26,902百万円となりました。これは主に、SC社が連結子会社から除外されたことによる影響があったほか、現金及び預金が944百万円、受取手形及び売掛金が896百万円増加したことによります。固定資産においては、7,097百万円減少し14,856百万円となりました。これは主に、SC社が連結子会社から除外されたこと等により有形固定資産が3,718百万円、SC社の持分譲渡に合わせてSC社の持分法適用会社であったシダックス・トラベラーズ・コミュニティー株に対する債権を譲渡したこと等により投資その他の資産が3,394百万円減少したことによります。

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末に比べ2,545百万円減少し40,557百万円（前連結会計年度末比5.9%減）となりました。流動負債においては、1,537百万円増加し29,422百万円となりました。これは主に、SC社が連結子会社から除外されたことによる影響があったほか、1年内返済予定の長期借入金が550百万円減少した一方、買掛金が466百万円、未払金が1,382百万円、賞与引当金が656百万円増加したことによります。固定負債においては、4,083百万円減少し11,134百万円となりました。これは主に、SC社が連結子会社から除外されたことによる影響があったほか、長期借入金が1,889百万円減少したことによります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ3,838百万円減少し1,201百万円（前連結会計年度末比76.2%減）となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失3,989百万円の計上と剰余金の配当584百万円、SC社の連結除外による利益剰余金の増加額652百万円の計上及び新株予約権が34百万円、為替相場の変動により為替換算調整勘定が42百万円増加したことによります。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末における自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ7.7ポイント低下し2.5%となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(6) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、シダックス・コミュニケーションズ株の持分の一部の譲渡を行い、連結の範囲より除外したことにより、レストランカラオケ事業の従業員数は0名（前連結会計年度末比176名減）となりました。

なお、従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む）であります。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、レストランカラオケ事業の実績が前年同四半期に比べて著しく変動いたしました。これはシダックス・コミュニケーションズ株を連結の範囲より除外したことによるものであります。

(8) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、シダックス・コミュニティー㈱の持分の一部の譲渡を行い、連結の範囲より除外したことにより、同社の主要設備は当社グループにおける主要な設備から除外されております。前連結会計年度末における同社の主要設備は以下のとおりであります。

平成30年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名 称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	敷金、差 入保証金 及び建設 協力金	器具備品	リース資 産	その他	合計	
北海道地区 札幌駅前クラブ (北海道札幌市中央区) 他3店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	139	202	11	20	—	374	3
東北地区 仙台定禅寺通クラブ (宮城県仙台市青葉区) 他5店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	48	106	8	29	—	192	4
関東地区 横浜閑内クラブ (神奈川県横浜市中区) 他79店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	617	1,162	189	637	1	2,608	107
中部地区 名古屋鳴海クラブ (愛知県名古屋市緑区) 他27店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	353	739	75	129	0	1,298	17
近畿地区 京都丹波口クラブ (京都府京都市下京区) 他14店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	138	574	31	59	0	803	13
中国地区 広島本通クラブ (広島県広島市中区) 他11店舗	レストランカラ オケ事業	レストランカラ オケ店舗	132	246	12	41	—	433	8
四国地区 高知追手筋クラブ (高知県高知市) 他5店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	383	177	18	41	0	621	4
九州地区 博多駅前クラブ (福岡県福岡市博多区) 他19店舗	レストランカラ オケ事業、その 他	レストランカラ オケ店舗	600	915	73	96	0	1,687	20

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の他、同様の理由により連結会社以外からの主要な賃借及びリース設備についても除外されております。

3 【経営上重要な契約等】

(資本業務提携契約)

当社は、平成30年5月30日開催の取締役会において、レストランカラオケ事業の相互発展に向け、株式会社B&Vと資本業務提携契約を締結すること、及び当社の連結子会社であるシダックス・コミニティー㈱（以下「SC社」という）の持分81%及び当社が保有するSC社への債権並びにシダックストラベラーズコミニティー㈱への債権を譲渡することを決議し、平成30年6月7日に譲渡を実施いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

(第三者割当による優先株式の発行)

当社は、平成30年5月30日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、UDS コーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合及びブルーパートナーズ第二号投資事業有限責任組合（総称して、以下、「割当先」という）に対して総額25億円のA種優先株式を発行すること、A種優先株式の発行に伴い、各割当先との間で、割当先が本優先株式を引き受けること等に関する平成30年5月30日付株式投資契約を締結することを決議し、平成30年7月19日に払込が完了しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
A種優先株式	250
計	140,000,250

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,929,162	40,929,162	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	(注)1 単元株式数100株
A種優先株式	—	250	非上場	(注)2 単元株式数1株
計	40,929,162	40,929,412	—	—

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成30年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. A種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1)期末配当の基準日

当会社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主（以下、「第1回A種優先株主」という。）又は第1回A種優先株式の登録株式質権者（以下、「第1回A種優先登録株式質権者」という。）に対して、金銭による剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

(2)期中配当

当会社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

(3)優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金（以下、「優先配当金」という。）を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき（以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。）は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社が第1回A種優先株式を取得した場合、当該第1回A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行ふことを要しない。

(4)優先配当金の額

優先配当金の額は、第1回A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。

第1回A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第1回A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率8.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成31年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。

(5)累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額（以下に定める累積未払優先配当金の配当を除く。）が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額（以下、「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して配当する。

(6) 非参加条項

当会社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剩余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、第1回A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

① 基本残余財産分配額

第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「残余財産分配日」（残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下、「基本残余財産分配額」という。）とする。

② 控除価額

上記2.(2)①にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、下記4.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記2.(2)①に定める基本残余財産分配額から控除する。

(3) 非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

第1回A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 債還請求権の内容

第1回A種優先株主は、いつでも、当会社に対して金銭を対価として第1回A種優先株式を取得することを請求（以下、「債還請求」という。）ことができる。この場合、当会社は、第1回A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該債還請求の日（以下、「債還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第1回A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（以下、「債還価額」という。）の金銭を交付する。なお、債還請求日における分配可能額を超えて債還請求が行われた場合、取得すべき第1回A種優先株式の数は、債還請求が行われた第1回A種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。

(2) 債還価額

① 基本償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの債還価額は、以下の算式によって計算される額（以下、「基本償還価額」という。）とする。

（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 10,000,000 \text{円} \times (1 + 0.08)^{\frac{m+n}{365}}$$

払込期日（同日を含む。）から債還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

② 控除価額

上記4.(2)①にかかわらず、債還請求日までの間に支払われた優先配当金（債還請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、「債還請求前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回A種優先株式1株当たりの債還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、債還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、債還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)①に定める基本償還価額から控除する。

（控除価額算式）

$$\text{控除価額} = \text{債還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.08)^{\frac{x+y}{365}}$$

債還請求前支払済優先配当金の支払日（同日を含む。）から債還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 債還請求受付場所

東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

シダックス株式会社

(4) 債還請求の効力発生

債還請求の効力は、債還請求書が債還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

(1) 強制償還の内容

当会社は、いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「強制償還日」という。）の到来をもって、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当会社が第1回A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額の金銭を交付することができる（以下、この規定による第1回A種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、第1回A種優先株式の一部を取得するときは、各第1回A種優先株主から取得する第1回A種優先株式の数は、強制償還日における各第1回A種優先株主が保有する第1回A種優先株式の数に応じて比例按分した数とする。

(2) 強制償還価額

① 基本強制償還価額

第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)①に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下、「基本強制償還価額」という。）とする。

② 控除価額

上記5.(2)①にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含み、以下、「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、第1回A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)②に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額を、上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記5.(2)①に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

(1) 転換請求権の内容

第1回A種優先株主は、いつでも、法令上可能な範囲内で、当会社が第1回A種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、下記6.(2)に定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式を第1回A種優先株主に対して交付することを請求（以下、「転換請求」といい、転換請求がなされた日を「転換請求日」という。）ができる。なお、下記6.(2)の算定方法に従い、第1回A種優先株主に交付される普通株式数を算出した場合において、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。当会社は、当該端数の切捨てに際し、当該転換請求を行った第1回A種優先株主に対し会社法第167条第3項に定める金銭を交付することを要しない。

(2) 転換請求により交付する普通株式数の算定方法

① 当会社が第1回A種優先株主に対し対価として交付する普通株式の数は、以下に定める算定方法により算出する。ただし、小数点以下の切り捨ては最後に行い、第1回A種優先株主に対して交付することとなる普通株式の数に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、金銭による調整は行わない。

（算式）

第1回A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数

= 第1回A種優先株主が取得を請求した第1回A種優先株式の数

× 上記4.(2)①に定める基本償還価額相当額から上記4.(2)②に定める控除価額相当額を控除した金額（ただし、基本償還価額相当額及び控除価額相当額は、基本償還価額算式及び控除価額算式における「償還請求日」を「転換請求日」と、「償還請求前支払済優先配当金」を「転換請求前支払済優先配当金」（転換請求日までの間に支払われた優先配当金（転換請求日までの間に支払われた期中優先配当金及び累積未払優先配当金を含む。）の支払金額をいう。）と読み替えて算出される。）

÷ 転換価額

② 転換価額

イ 初当転換価額

初当転換価額は、435.1円とする。

ロ 転換価額の修正

転換価額は、平成31年3月31日以降の毎年3月31日及び9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、転換価額修正日における時価の95%に相当する金額（以下、「修正後転換価額」という。）に修正されるものとする。ただし、修正後転換価額が当初転換価額の50%（以下、「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、転換価額が、下記ハにより調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目が始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

ハ 転換価額の調整

(a) 当会社は、第1回A種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額（上記ロに基づく修正後の転換価額を含む。）を調整する。

調整後転換価額

= 調整前転換価額 × (既発行普通株式数 + ((交付普通株式数 × 1株当たりの払込金額) ÷ 時価)) ÷ (既発行普通株式数 + 交付普通株式数)

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b) (i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における、当会社の発行済普通株式数から当該日における当会社の有する普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記(b)又は(d)に基づき交付普通株式数とみなされた普通株式のうち未だ交付されていない普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b) (i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b) (ii)及び(iv)の場合は0円とし、下記(b) (iii)の場合は取得請求権付株式等（下記(b) (iii)に定義する。）の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額（下記(b) (iii)において「対価」という。）とする。

(b) 転換価額調整式により第1回A種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 下記(c) (ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ハにおいて同じ。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使により交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(c) (ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、又は新株予約権その他の証券若しくは権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかるわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

(c) (i) 転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

- (d) 上記(b)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社取締役会が合理的に判断するときには、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。
- (i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (iii) その他当会社の発行済普通株式の株式数の変更又は変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (e) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 上記(a)ないし(e)により転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各第1回A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
- (3) 転換請求受付場所
東京都調布市調布ケ丘三丁目6番地3
シダックス株式会社
- (4) 転換請求の効力発生
転換請求の効力は、転換請求書が転換請求受付場所に到着した時に発生する。
7. 株式の併合又は分割
法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第1回A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。
8. 譲渡制限
譲渡による第1回A種優先株式の取得については、取締役会の承認を要する。
9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
10. 議決権を有しないこととしている理由
資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
11. 異なる数の単元株式数を定めている理由
当社の普通株式の単元株式数は100株であるのに対し、第1回A種優先株式は上記3. のとおり当社株主総会における議決権を有しないため、第1回A種優先株式については単元株式は1株としております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日 (注)1	10,400	40,929,162	1	10,783	1	4,688
平成30年6月29日 (注)2	－	40,929,162	－	10,783	△4,075	613

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 資本準備金の減少は、平成30年6月28日開催の定時株主総会決議に基づく欠損填补による減少であります。

3. 平成30年5月30日開催の取締役会決議及び平成30年6月28日開催の定時株主総会決議により、平成30年7月19日付で第三者割当によるA種優先株式の発行により、発行済株式総数が250株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,250百万円増加しております。

4. 平成30年5月30日開催の取締役会決議により、平成30年7月19日付で会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づき上記A種優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分の全額をその他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成30年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,941,000	—	(注) 単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 38,954,600	389,546	(注) 単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 23,162	—	(注)
発行済株式総数	40,918,762	—	—
総株主の議決権	—	389,546	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) シダックス㈱	東京都調布市調布ヶ丘 三丁目6番地3	1,941,000	—	1,941,000	4.74
計	—	1,941,000	—	1,941,000	4.74

(注) 1 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が800株（議決権8個）あります。なお、当該株式は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」欄に含めております。

2 当第1四半期会計期間末日現在における所有自己株式は、1,941,089株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.74%）であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,082	10,026
受取手形及び売掛金	12,666	13,562
商品及び製品	1,007	982
原材料及び貯蔵品	761	625
その他	2,689	1,725
貸倒引当金	△18	△19
流動資産合計	26,188	26,902
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,339	3,011
その他（純額）	4,555	3,164
有形固定資産合計	9,894	6,176
無形固定資産		
のれん	1,185	1,167
その他	587	621
無形固定資産合計	1,773	1,788
投資その他の資産		
関係会社株式	128	101
敷金及び保証金	4,684	2,212
繰延税金資産	632	2,399
その他	4,913	2,233
貸倒引当金	△72	△55
投資その他の資産合計	10,286	6,891
固定資産合計	21,954	14,856
資産合計	48,143	41,758

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,691	7,158
短期借入金	669	419
1年内返済予定の長期借入金	8,216	7,666
未払金	3,194	4,576
未払費用	5,514	5,748
未払法人税等	591	235
ポイント引当金	172	152
役員賞与引当金	56	26
賞与引当金	28	684
株主優待引当金	292	201
その他	2,455	2,553
流動負債合計	27,884	29,422
固定負債		
長期借入金	11,748	9,859
厚生年金基金解散損失引当金	542	542
資産除去債務	2,194	516
その他	732	216
固定負債合計	15,218	11,134
負債合計	43,102	40,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,781	10,783
利益剰余金	△5,237	△9,157
自己株式	△806	△806
株主資本合計	4,736	818
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27	29
為替換算調整勘定	132	175
その他の包括利益累計額合計	160	204
新株予約権	143	178
純資産合計	5,040	1,201
負債純資産合計	48,143	41,758

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
売上高	36,172	33,358
売上原価	32,619	29,731
売上総利益	3,552	3,627
販売費及び一般管理費	4,187	4,595
営業損失(△)	△634	△967
営業外収益		
受取利息	54	58
受取配当金	2	2
団体定期配当金	19	15
受取地代家賃	0	41
負ののれん償却額	28	28
その他	23	27
営業外収益合計	128	173
営業外費用		
支払利息	177	89
シンジケートローン手数料	2	201
持分法による投資損失	577	6
その他	139	261
営業外費用合計	897	557
経常損失(△)	△1,403	△1,352
特別損失		
関係会社株式等売却損	—	4,334
その他	—	5
特別損失合計	—	4,339
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,403	△5,691
法人税、住民税及び事業税	169	267
法人税等調整額	△356	△1,969
法人税等合計	△186	△1,702
四半期純損失(△)	△1,217	△3,989
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△1,217	△3,989

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
四半期純損失（△）	△1,217	△3,989
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1	2
為替換算調整勘定	△92	46
持分法適用会社に対する持分相当額	△139	△4
その他の包括利益合計	△230	44
四半期包括利益	△1,447	△3,944
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△1,447	△3,944

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティー株の持分の一部を譲渡したことにより、シダックス・コミュニティー株は連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティー株の関連会社であるシダックストラベラーズコミュニティー株はシダックス・コミュニティー株が連結の範囲から除外されたことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

連結会社以外の会社について、リース会社からの債務に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
シダックス・コミュニティー株	一千万円	811百万円
シダックスストラベラーズコミュニティ ー株	57	33

2 財務制限条項

当社グループは、複数の金融機関との間で91億円のシンジケートローン契約を締結しており、平成31年3月末日における財務数値については以下のとおり財務制限条項が付されております。

①平成31年3月末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の事業年度末日ににおける連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上に維持すること。

②平成31年3月末日における連結損益計算書に記載される営業損益を29億円以上とすること。

なお、上記財務制限条項につきましては、関係金融機関と財務制限条項の変更について協議中です。

当社の連結子会社である大新東株は、金融機関との間で20億円の金銭消費貸借契約を締結しており、以下のとおり財務制限条項が付されております。

①各事業年度の決算期の末日における大新東株の貸借対照表における短期借入金及び長期借入金及び社債の合計額に、大新東株の損益計算書の営業利益及び減価償却費を加算したものを除して算出した倍率を5.50倍以下に維持すること。

②各事業年度の2月末日、及び8月末日における大新東株から当社及び当社グループ各社への貸付金の上限額を36億円までとすること。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	803百万円	252百万円
のれん償却額	46	46
負ののれん償却額	28	28

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年5月25日 取締役会	普通株式	584	15	平成29年3月31日	平成29年6月14日	資本剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

記載事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 取締役会	普通株式	584	15	平成30年3月31日	平成30年6月29日	資本剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

記載事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注)	合計
	コントラクトフードサービス事業	メディカルフードサービス事業	トータルアウトソーシング事業	レストランカラオケ事業	コンビニエンス中食事業	エスロジックス事業	計		
売上高									
外部顧客への売上高	7,347	8,010	10,775	4,012	3,600	834	34,582	1,590	36,172
セグメント間の内部売上高又は振替高	254	15	46	33	7	8,649	9,006	322	9,329
計	7,602	8,026	10,822	4,046	3,608	9,483	43,588	1,913	45,501
セグメント利益又はセグメント損失(△)	262	42	686	△701	62	680	1,032	△236	796

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内におけるスペシャリティーレストラン事業及び、エステティックサロン・リラクゼーションサロンの運営等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	1,032
「その他」の区分利益	△236
セグメント間取引消去	6
全社費用（注）	△1,437
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△634

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務、人事、財務、経理、情報システム部門等の管理部門及び企業イメージ広告に要した費用であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間において、のれんの金額の重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期連結累計期間において、重要な負ののれん発生益の認識はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	コントラクトフードサービス事業	メディカルフードサービス事業	トータルアウトソーシング事業	コンビニエンス中食事業	エスロジックス事業	計		
売上高								
外部顧客への売上高	7,232	8,054	11,548	3,363	1,771	31,971	1,386	33,358
セグメント間の内部売上高又は振替高	276	1	27	7	7,314	7,627	200	7,827
計	7,509	8,056	11,576	3,370	9,086	39,598	1,587	41,186
セグメント利益又はセグメント損失(△)	23	△203	339	24	647	832	△311	520

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内におけるスペシャリティーレストラン事業及び、エステティックサロン・リラクゼーションサロンの運営等を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第1四半期連結会計期間期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティー㈱の持分の一部を譲渡し、シダックス・コミュニティー㈱を連結の範囲から除外したことに伴い、当第1四半期連結累計期間より「レストランカラオケ事業」を報告セグメントから除外しております。

なお、前連結会計年度末において当該資産は「レストランカラオケ事業」セグメントに9,955百万円計上されております。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	832
「その他」の区分利益	△311
セグメント間取引消去	5
全社費用（注）	△1,494
四半期連結損益計算書の営業損失（△）	△967

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の総務、人事、財務、経理、情報システム部門等の管理部門及び企業イメージ広告に要した費用であります。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間期首をみなし売却日として、当社の連結子会社であるシダックス・コミュニティー㈱の持分の一部を譲渡し、シダックス・コミュニティー㈱を連結の範囲から除外したことに伴い、当第1四半期連結累計期間より「レストランカラオケ事業」を報告セグメントから除外しております。

5. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第1四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

当第1四半期連結累計期間において、のれんの金額の重要な変動はありません。

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期連結累計期間において、重要な負ののれん発生益の認識はありません。

(企業結合等関係)

事業分離

当社は、当第1四半期連結会計期間期首をみなし売却日として、連結子会社であるシダックス・コミュニケーションズの持分の81%を株式会社B&Vへ譲渡いたしました。当該株式譲渡に伴いシダックス・コミュニケーションズは当社の連結子会社より除外されることになるとともに、シダックス・コミュニケーションズの持分法適用会社であるシダックスストラベラーズコミュニケーションズは当社の関連会社ではなくなることとなりました。また、当該株式譲渡に合わせて、当社が保有するシダックス・コミュニケーションズへの債権並びにシダックスストラベラーズコミュニケーションズへの債権を株式会社B&Vへ譲渡いたしました。

(1) 株式売却の概要

① 売却先企業の名称

株式会社B&V

② 売却した事業の内容

レストランカラオケ事業、飲食物販サービス事業等

③ 売却を行った主な理由

当社はレストランカラオケ事業の改善をすべく、季節毎の販促強化やゆったりランチの強化、諸経費のコスト削減や適切な人材配置による本部経費の削減に加え、平成28年3月期より一部の不採算店舗をシダックス・コミュニケーションズの持分法適用会社であるシダックスストラベラーズコミュニケーションズに移行し集中改善を行い、不採算店舗の売却や閉店による大幅な赤字縮小対策等で自助努力を継続してまいりました。しかしながら、一人カラオケ等消費者のニーズが大きく変化する市場環境の影響から、抜本的な改善には至らず平成30年3月期においても大きな赤字を計上することとなりました。

今回、上記の自助努力の次の段階として、同業を営む株式会社B&Vと資本業務提携契約を締結し、お互いの持つ強みを共有することで、自助努力では成し得なかった抜本的改善を目指すことを決定いたしました。

当社では主に郊外に出店してきた経緯がありますが、株式会社B&Vは主に東日本を中心とした繁華街に多くの店舗を有することからロケーションの点で競合することなく、当社で今までに培った「レストランカラオケとしての高級感」や「食材の一元調達に関するロジスティックス」、株式会社B&Vの有する「高度なカラオケ運営ノウハウ」や「出店場所に関するリサーチ力」等の経営資源を互いに共有し有機的にこれらを統合することで、店舗売上が拡大及び原価率の低下により店舗の収益率が向上し、シダックス・コミュニケーションズの事業改善が着実に且つ迅速に行われると思っております。株式会社B&Vとの相乗効果により、今後の市場の動向に敏感に反応し、顧客のニーズに迅速かつ的確に反応するだけではなく、更には新規マーケットの開拓や市場の創出に繋がる本源的な経営価値の創出に繋げていく所存です。

④ 売却日

平成30年6月7日（平成30年4月1日をみなし売却日とする）

⑤ その他法的形式を含む取引の概要に関する事項

法的形式 受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡及び債権譲渡

譲渡株式数・譲渡債権金額及び譲渡前後の所有株式の状況

譲渡前の 所有持分数	42,996,200 株 (議決権の数：42,996,200 個) (議決権所有割合：100%)
譲渡持分数	34,826,922 株 (議決権の数：34,826,922 個) (議決権所有割合：81%)
譲渡後の 所有持分数	8,169,278 株 (議決権の数：8,169,278 個) (議決権所有割合：19%)
譲渡債権金額	シダックス・コミュニケーションズへの債権 10,128百万円 シダックスストラベラーズコミュニケーションズへの債権 9,821百万円

(2) 実施した会計処理の概要

① 売却損の金額

関係会社株式等売却損 4,334百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,557 百万円
固定資産	8,003
資産合計	10,561
流動負債	11,735
固定負債	10,101
負債合計	21,837

③ 会計処理

シダックス・コミュニティー株の連結上の帳簿価額と売却価額との差額に債権譲渡損益を加味した額を、特別損失の「関係会社株式等売却損」に計上しております。

(3) 売却した事業が含まれていた報告セグメントの名称

レストランカラオケ事業

(4) 四半期累計期間に係る四半期連結損益計算書に計上されている当該事業に係る損益の概算額

当第1四半期連結会計期間の期首を売却日とみなして事業分離を行っているため、当第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書には分離した事業に係る損益は含まれておりません。

(1) 株当たり情報

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	31円23銭	102円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額（百万円）	1,217	3,989
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額（百万円）	1,217	3,989
普通株式の期中平均株式数（株）	38,978,181	38,983,215
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第三者割当による優先株式の発行並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は、平成30年5月30日開催の取締役会において、第三者割当の方法により、UDS コーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合及びブルーパートナーズ第二号投資事業有限責任組合（総称して、以下、「割当先」といいます。）に対して総額25億円のA種優先株式を発行すること、A種優先株式の発行に伴い、各割当先との間で、割当先が本優先株式を引き受けること等に関する平成30年5月30日付株式投資契約を締結すること並びに平成30年6月28日開催の定時株主総会に本優先株式の発行に係る議案を付議することを決議し、同株主総会にて承認可決され、平成30年7月19日に払込が完了しております。また、上記取締役会において本優先株式の払込金額の資本金及び資本準備金組入に伴う資本金及び資本準備金増加分につき、資本金及び資本準備金を減少することを決議し、平成30年7月19日付で効力が発生しております。

1. 第三者割当による優先株式の発行

発行する株式の種類及び数	シダックス株式会社 第1回A種優先株式 250株
発行方法	第三者割当の方法により割り当てる。 UDS コーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合 165株 ブルーパートナーズ第二号投資事業有限責任組合 85株
発行価額	1株につき10,000,000円
発行価額の総額	2,500,000,000円
増加する資本金の額	1,250,000,000円
増加する資本準備金の額	1,250,000,000円
払込期日	平成30年7月19日
優先配当	1株につき10,000,000円に年率8%を乗じた金額
資金の使途	所要運転資金

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少

(1) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

配当原資（分配可能額）の準備その他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるため、本減資等を行うことといたしました。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少する資本金の額

1,250,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本金が12.5億円増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額が効力発生日前の資本金の額を下回ることはありません。

②減少する資本準備金の額

1,250,000,000円

なお、同時に行う本優先株式の発行により資本準備金が12.5億円増加いたしますので、効力発生日後の資本準備金の額が効力発生日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

③資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づき本優先株式の発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

④優先株式の発行に係る資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 平成30年5月30日

債権者異議申述催告公告日 平成30年6月15日

債権者異議申述最終期日 平成30年7月18日

効力発生日 平成30年7月19日

2 【その他】

平成30年6月28日開催の取締役会において、平成30年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり剰余金の期末配当を行うことを決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額…………… 584百万円
- (ロ) 1株当たりの配当額……………15円00銭
- (ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日……………平成30年6月29日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月10日

シダックス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 米山 英樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松木 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシダックス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シダックス株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【会社名】	シダックス株式会社
【英訳名】	SHiDAX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 志太 勤一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 志太 勤一 は、当社の第18期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。